小学校給食民間委託事業に係る給食調理等業務について、次のとおり条件付き一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

令和８年１１月４日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

１　入札に付する事項

（１）名称　　宮北・中之島・四箇郷北・大新小学校給食調理等業務

（２）履行場所　和歌山市納定２１番地　　和歌山市立宮北小学校
和歌山市中之島１４９１番地　　和歌山市立中之島小学校
和歌山市有本３２１番地　　和歌山市立四箇郷北小学校
和歌山市新大工町２３番地　　和歌山市立大新小学校

（３）業務概要　（２）の履行場所における調理業務、洗浄等関連業務

（４）委託期間　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

（５）予定価格　１８３，２８６，２３７円（消費税及び地方消費税含む。）

（６）最低制限価格　１６８，６２２，３００円（消費税及び地方消費税含む。）

２　入札に参加する者に必要な資格

（１）地方自治法施行令第１６７条の４第１項に掲げる者並びに同条第２項各号に該当する者及び同項各号に該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（３）受託しようとする業務を遂行するに足りる人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有することが必要であることから、次の各基準を満たす者であること。

ア　資本金等が１，０００万円以上の法人であること。

イ　健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第２０条に規定する特定給食施設の給食業務を実施している、又は同等の実績を有していること。

ウ　年間営業実績が１億円以上であること。

エ　１００名以上の従業員を有し、常時営業していること。

オ　入札日から起算して過去３年以内に食中毒などの事故を起こしたことがないこと。

カ　和歌山市内に主たる営業所（本社・本店）を有していること。又は、和歌山市以外に主たる営業所（本社・本店）を有している者は、本公告日以前に和歌山市内に所在する支店又は営業所等を有し、和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。

キ　経営状況が著しく不健全であると認められないこと。

（４）申請者が自ら受託業務を実施する者であること。

（５）次に定める税目について、公告の日の直近２年分につき未納の税額がないこと。
法人税、消費税、地方消費税、市民税及び固定資産税
（６）和歌山市から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
（７）受託者は、こども家庭庁が発表している「こども性暴力防止法」に沿って、こどもを性暴力から守るための取り組みを日頃から行うこと。また、受託者は、「こども性暴力防止法」における認定を受けるための申請に必要な手続きを行うこと。なお、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

３　入札手続等

（１）入札参加資格確認申請書等を交付する期間、場所及び方法
期間　令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月１３日（金）までの
午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
場所　和歌山市七番丁２３番地
和歌山市役所本庁舎１１階　和歌山市教育委員会学校教育部給食管理課
方法　無償で交付する。
和歌山市ホームページからもダウンロード可。
和歌山市ホームページ
https://www.city.wakayama.wakayama.jp/

（２）入札参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法
期間　令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月１３日（金）までの
午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
場所　和歌山市七番丁２３番地
和歌山市役所本庁舎１１階　和歌山市教育委員会学校教育部給食管理課
方法　申請書に記入した内容について説明することができる者による持参とする。

（３）契約条項を示す期間及び場所
（１）に記載する期間及び場所

（４）現場確認
現場確認を要望する者に対しては、市が指定する日時において各業者が個別に行うものとする。

（５）入札執行の日時及び場所並びに入札書の提出方法
日時　令和８年１２月２１日（月）　午後１４時２０分～
場所　和歌山市七番丁２３番地　和歌山市役所東庁舎４階　入札室
方法　郵便による入札
（提出方法は、郵便入札における説明及び注意事項によるものとする）

（６）入札書の到着期限
令和８年１２月２０日（日）日本郵便株式会社　和歌山中央郵便局必着

４　その他

（１）入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

（２）入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　不納付とする。

イ　契約保証金　本公告に示した競争入札の落札者は、契約締結時に当該契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、その者が保険会社との間で本市を被保険者とする契約の履行保証保険契約を締結したときは、不納付とする。

（３）契約書作成の要否　要

（４）契約の締結についての議会の議決の要否　否

（５）最低制限価格の設定の有無　有

（６）入札の無効

本公告に示す入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札参加資格確認申請書又はその資料等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札条件に違反した入札は無効とする。

（７）入札の延期又は取りやめ等

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し又は取りやめることがある。

（８）落札制限

本件契約及び次に掲げる本件契約と同日に入札（開札）を行う契約について、同一の者により落札することができる件数（以下「落札制限件数」という。）は、１件を限度とする。ただし、本公告に示した入札に参加する者に必要な資格を有することの確認により、当該資格を有すると認められる者の数が８を下回る場合は、本件契約を落札制限の対象とせず、落札制限件数を減じる場合がある。なお、落札制限の対象となる入札において、落札制限件数を超えた者が行った入札は、無効とする。

ア　野崎西・福島・浜宮・東山東小学校給食調理等業務

イ　宮北・中之島・四箇郷北・大新小学校給食調理等業務

（９）契約を締結しない場合

契約を締結するまでに次のいずれかに該当することが判明したときは、契約を締結しないことがある。

ア　本公告、入札説明書又は入札条件の定めに反しているとき。

イ　食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）その他食品を取り扱う業務に関する法令違反により、行政処分を受け又は受けるおそれがあるとき。

ウ　契約を締結することが不相当と判断されるとき。